

名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則

(名古屋市学校事務センター規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(設置) 第 1 条 名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、 <u>学校栄養職員</u> 、業務士（市立学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋	(設置) 第 1 条 名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、業務士（市立学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）

<p>屋市条例第5号)第4条に規定するものをいう。以下同じ。)その他の給付に関する事務及び学校事務に係る支援に必要な事務を行うことにより、学校事務の円滑かつ適正な運営を図るため、次のように学校事務センターを設置する。</p> <p>名称 名古屋市学校事務センター</p> <p>位置 名古屋市東区泉一丁目1番4号</p>	<p>第4条に規定するものをいう。以下同じ。)その他の給付に関する事務及び学校事務に係る支援に必要な事務を行うことにより、学校事務の円滑かつ適正な運営を図るため、次のように学校事務センターを設置する。</p> <p>名称 名古屋市学校事務センター</p> <p>位置 名古屋市東区泉一丁目1番4号</p>
--	--

(名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部改正)

第2条 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則(昭和49年名古屋市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表技術職員の部学校栄養職員の項を削る。

(教職員安全衛生管理規則の一部改正)

第3条 教職員安全衛生管理規則(昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 学校の校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、<u>栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員及び学校栄養職員</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 学校の校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、<u>栄養教諭、講師、実習助手及び学校事務職員</u>をいう。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。